

第6次建設業労働災害防止5カ年計画の概要

(建設業の労働災害防止に関する中期計画の概要)

I. 計画の期間

本計画は、平成20年度を初年度とし、平成24年度を最終年度とする5カ年計画とする。

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

II. 計画の目標

協会および会員は、労働災害の防止ならびに労働者の健康確保及び快適職場の形成の促進を図り、建設業の安全衛生水準の一層の向上を期することとし、次の目標を設定する。

- (1) 計画期間中の死亡災害件数を20%以上減少させる。
- (2) 計画期間中の死傷災害件数を15%以上減少させる。

III. 計画における重点対策

1. リスクアセスメントの確実な実施の推進
2. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入の促進
3. 安全衛生教育の推進
4. 墜落・転落災害、建設機械災害等、労働災害の発生傾向を踏まえた重点対策の推進
5. 労働者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の充実
6. 中小総合工事業者・専門工事業者による自主的安全衛生管理活動の推進
7. 全国大会等、集合形式の安全衛生活動の推進
8. 労働安全衛生関係情報の共有化の促進
9. 「建設業労働災害防止規程」の順守

IV. 会員が実施する主要な対策

1. 安全衛生管理体制の確立
2. リスクアセスメントの実施の推進
3. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入および実施
4. 中小総合工事業者・専門工事業者における自主的、自律的安全衛生管理活動の推進
5. 安全衛生教育の徹底
6. 墜落・転落災害、建設機械災害等、労働災害の発生傾向を踏まえた重点安全衛生対策の徹底
7. ヒューマンエラーに起因する労働災害の未然防止並びに高年齢労働者に対する労働災害防止対策の徹底
8. 労働者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等の徹底
9. 職業性疾病の予防対策の徹底
10. 石綿障害予防対策の徹底
11. 快適な職場環境の形成
12. 安全優良職長に対する顕彰制度等の活用
13. 安全衛生大会等、集合形式による安全運動の推進
14. 「建設業労働災害防止規程」の順守
15. 工事別労働災害防止対策の推進

V. 協会が実施する主要な対策

1. 労働災害防止にかかる各種広報・啓発活動の展開
2. リスクアセスメントの普及・定着
3. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の普及
4. 安全衛生教育の推進
5. 中小総合工事業者・専門工事業者等による自主的安全衛生管理活動の促進
6. 安全衛生調査研究活動の推進
7. 墜落・転落災害、建設機械災害等、労働災害の発生傾向を踏まえた重点安全衛生対策の推進
8. 労働者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進
9. 国際交流活動の推進
10. 関係機関等との連携の強化等

コスモス認定の概要

「コスモス」は、店社と作業所（作業現場）を一体とした組織をシステム確立の単位とするなど、建設業の特性に対応した唯一の労働安全衛生マネジメントシステムです。

コスモス認定とは、建設事業者が建設事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的に、建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインに基づいて労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、これを適正に実施しているかどうかを当協会が「コスモス認定基準」により客観的に判断し、同基準に適合している建設事業場を認定することをいいます。

認定された建設事業場には、「コスモス認定証」が交付されます。

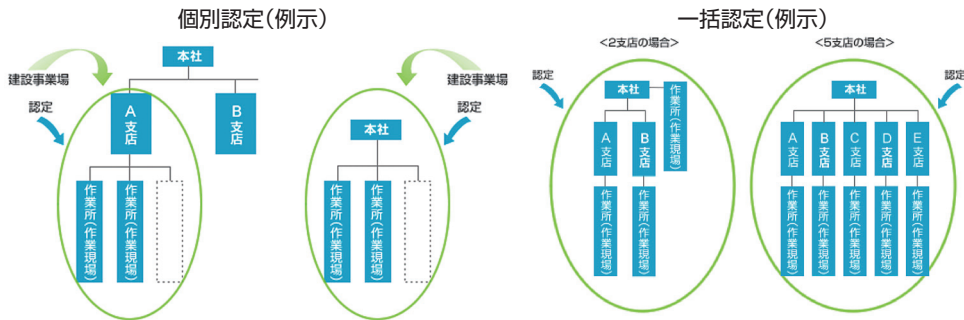
コスモス認定を取得するメリット

- (1) コスモス認定基準に適合させるための改善を通じたシステムの質の向上が図れます。
- (2) コスモス認定証のもとに全社員が一体となった安全衛生意識の強化が図れます。
- (3) 企業の社会的責任（CSR）の実現への寄与と社会的信頼の向上が図れます。
- (4) パンフレット、名刺等に「コスモス認定マーク」が使用でき、認定による企業のイメージアップが図れます。
- (5) 公共工事の入札時における安全衛生管理能力の証明や優遇措置の対象になることがあります。

1. 認定の単位と種類

コスモス認定は、原則として、コスモスガイドラインで定義した「建設事業場」（いわゆる「支店-作業所」や「本社-作業所」の組織形態）を単位として認定を行います。

コスモス認定では、1つの建設事業場を認定する「個別認定」と、建設企業の“本社と全ての建設事業場（支店-作業所）”の認定を一括して行う「一括認定」の2種類があります。この他、建設事業場の一部の認定も行うことができますので、事前にご相談ください。



2. コスモス認定の有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間です。その後、更新ができます。

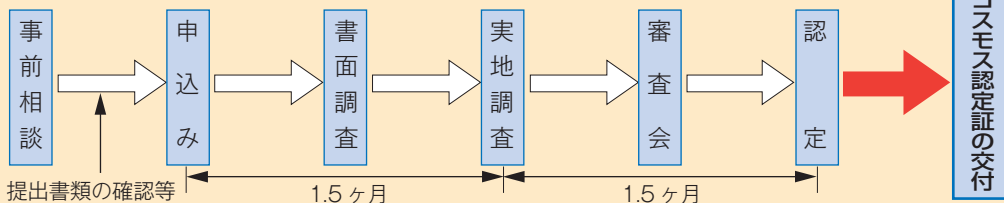
3. その他

認定料等については、建災防ホームページをご参照ください。



COHSMS認定マーク

コスモス認定の流れ



コスモス認定に関する冊子等（無料）

- ・コスモス認定基準の解説 A4判 28ページ
- ・コスモス認定の手引き A4判 66ページ

上記の冊子をご希望の方は、FAX、はがき等により、所在地・企業名・担当部署・ご担当者名を明記のうえ、表題等に「無料冊子希望」と記して、下記の「コスモスセンター」までお送り下さい。

お問合せ先（コスモスセンター）

建設業労働災害防止協会（建災防）

建設業労働安全衛生マネジメントシステムトータルサービスセンター（通称：コスモスセンター）

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7F

TEL：03（3453）1306 FAX：03（3453）0992 ホームページ：http://www.kensaibou.or.jp/

